

社会保険

いばらき

6

算定基礎届の提出について

2019 June
NO.491

- 月額変更届について
- 出張！「禁煙教室」始めました
- 元気アップ！りいばらきで健康サポート
- 茨城県社会保険協会からのお知らせ



「潮来のあやめ」(撮影・潮来市)：日本写真家協会 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

日本年金機構からのお知らせ

7月は算定基礎届の提出時期です。

被保険者の実際の報酬と年金事務所に届出している標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、7月1日現在で勤務している全ての被保険者に、4・5・6月に支払った報酬を算定基礎届により届出していたら、この届出内容に基づき毎年1回、標準報酬月額を決定し直します。

算定基礎届により決定された標準報酬月額は9月分から翌年8月分までの各月に適用され、保険料の計算や健康保険の給付額、将来受け取る年金額等の計算の基礎となります。

1 対象となる方

算定基礎届の提出の対象となる方は、7月1日現在の全ての被保険者です。ただし、次に該当する方は算定基礎届の提出は不要です。

- (1) 6月1日以降に資格取得した方
- (2) 6月30日までに退職された方
- (3) 7月・8月・9月改定の月額変更届を提出する方

なお、8月・9月改定の月額変更届に不該当であることが判明した場合は、速やかに算定基礎届を提出してください。

2 届出の内容について

(1) 報酬月額

算定基礎届で届出する報酬月額は、4・5・6月の各月に支払われた報酬を記入してください。例えば、3月1日から31日までの分を4月10日に支払う場合、名目は3月分であっても4月に受けた報酬として記入します。また、記入する報酬は金銭・現物を問わず、労務の対象として支払われたものすべてで、税金等を控除する前の総支給額となります。(現物で支給されるものは金銭に換算して現物の欄に計上します)。

(2) 支払基礎日数

支払基礎日数とは給与計算の対象となった日数をいいます。日給制の場合は出勤日数、月給の場合は出勤日数に関係なく、給与計算期間の暦日数が支払基礎日数となります。ただし、月給の場合で欠勤日数分が差引かれる場合は、就業規則等により会社で定められた日数から欠勤日数を差引いた日数が支払基礎日数となります。対象となるのは支払基礎日数が17日以上あることが必要とされており、17日未満の月は除外して平均額を出します。

(3) 短時間就労者(パートタイマー等)の場合

- ① 4・5・6月の3か月のうち、支払基礎日数が17日以上ある月が1か月以上ある場合は、その月の報酬総額を平均して標準報酬月額を決定します。
- ② 4・5・6月の3か月のうち、支払基礎日数がいずれも17日未満の場合は、3か月のうち支払基礎日数が15日以上ある月の報酬総額を平均して標準報酬月額を決定します。
- ③ 4・5・6月の3か月のうち、支払基礎日数がいずれも15日未満の場合は、従前の標準報酬月額で定額決定します。

(4) 特定適用事業所に勤務する短時間労働者(※1)の場合

短時間労働者の算定基礎届は4・5・6月の支払基礎日数が11日以上ある月の報酬で決定することとなります。

※1 短時間労働者とは、所定労働時間及び所定労働日数が一般の社員の4分の3未満で、下記の5要件をすべて満たす方が該当になります。

- ① 週の所定労働時間が20時間以上あること
- ② 雇用期間が1年以上見込まれること
- ③ 賃金の月額が8.8万円以上あること
- ④ 学生でないこと
- ⑤ 常時501人以上(※2)の企業(特定適用事業所)に勤めていること

※2 平成29年4月からは被保険者が500人以下であっても

- ① 労使合意に基づき申出をする法人・個人の事業所

②地方公共団体に属する事業所
も新たに厚生年金等の適用対象となっています。なお、国に属する全ての事業所については、平成28年10月から適用拡大を開始しています。

3 届出方法

(1) 提出方法

7月1日現在全ての被保険者に係る被保険者報酬月額算定基礎届を7月10日までに下記事務センターへ郵送してください。ただし一部の事業所については算定基礎届の提出に合わせて調査を実施しております。今年度調査の対象となる事業所には、提出日、提出方法、提出場所等について別途ご連絡いたしますので、ご協力をお願いいたします。

(2) 提出いただく書類等

①算定基礎届

②算定基礎届総括表

期限までに提出していただきますよう、お願いいたします。

月額変更届について

被保険者の報酬が昇(降)給など、固定的賃金の変動に伴って以下の要件に該当したときは、定時決定(算定基礎届)を待たずに標準報酬月額が改定されます。これを随時改定といいます。

1 随時改定に該当する方

次の3つのすべてに該当する方は月額変更届の提出が必要になります。

- (1) 昇給や降給等により固定的賃金に変動があった。
- (2) 変動月から数えた3か月間に支給された報酬(総支給額)の平均月額に該当する標準報酬月額と、これまでの標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じた。
- (3) 3か月とも支払基礎日数が17日(特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日)以上ある。
ただし、固定的賃金が上がったのに残業手当などの非固定的賃金が減ったため、標準報酬月額が下がった場合や、固定的賃金が上がったのに非固定的賃金の増加で標準報酬月額が上がった場合は対象外となります。

2 固定的賃金の変動

固定的賃金とは、毎月の支給額や支給率が決まっているものをいいますが、その変動には次のような場合が考えられます。

- (1) 昇給(ベースアップ)、降給(ベースダウン)
- (2) 給与体系の変更(日給から月給への変更等)
- (3) 日給や時間給の基礎単価(日当、単価)の変更
- (4) 請負給、歩合給等の単価、歩合率の変更
- (5) 住宅手当、役付手当、家族手当等の固定的な手当の追加、支給額の変更

3 届出方法

随時改定に該当した場合は、月額変更届に記載して下記事務センターへ郵送してください。

算定基礎届・月額変更届の送付先

〒330-8530 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-20 住友生命浦和テクノシティビル3階
日本年金機構 埼玉広域事務センター

詳しくは [日本年金機構のホームページ \(http://www.nenkin.go.jp/\)](http://www.nenkin.go.jp/) をご覧いただくか
年金加入者ダイヤル (0570-007-123 (050で始まる電話でお掛けになる場合は03-6837-2913))

又は [お近くの年金事務所](#) へお問い合わせ下さい。

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

出張！「禁煙教室」はじめました！

建物内禁煙・敷地内禁煙をしたい事業所さまへのアドバイス、たばこのやめ方についての教室を承っています。費用は**無料**、お時間**30分**ほどですので、皆様の事業所でもお昼休みなどに取り入れてみませんか？

喫煙をしているとがんの確率が上がる。がんになった後の費用も知ることができて大変参考になった。

以前から禁煙したいと思っていたので、良いきっかけになった。

タバコは周りの人にも害を及ぼすことがわかった。

参加いただいた事業所の従業員さまからは多くの反響をいただいています！

1 たばこの害と禁煙方法

病気の原因を吸っていたようなもの！？



2 スモーカーライザー体験

喫煙の有害物質「一酸化炭素」が呼気にどれくらい含まれているかを測定します！

続々と体験中！



3 クリーンなイメージをアピール！

全面禁煙化が成功した事業所さまは、ステッカーを貼ってイメージUP♪



全面禁煙化が成功したら…

茨城県禁煙認証制度の申請を！

協会けんぽでは、茨城県が行う禁煙認証制度と連携し、加入事業所さまの全面禁煙化を応援しています。認証された事業所さまにはステッカー（2枚）を贈呈しますので、ぜひご申請ください！

【ステッカー】



禁煙認証施設の申請をするには、次の**どちらかの要件**を満たす必要があります。

■ 建物内 禁煙（認証要件3つ）

- ・建物内を終日全面禁煙としている
- ・建物内が禁煙であることを標示している
- ・建物内に灰皿を置いていない

■ 敷地内 禁煙（認証要件4つ）

- ・敷地内を終日全面禁煙としている
- ・敷地内が禁煙であることを標示している
- ・敷地内に灰皿を置いていない
- ・敷地内に吸い殻が落ちていない

※建物とは、同一敷地内にある、全ての自社建物です。

※複数の事務所が入居するビルなどでは、複合施設全体で全面禁煙に取り組んでいる場合に認証します。

申請用紙は協会けんぽホームページからダウンロードいただけます！

【お問い合わせ先 保健グループ ☎029-303-1584】

元気アップ！りいばらきで健康サポート

2019年6月から茨城県公式アプリ「元気アップ！りいばらき」がスタートしました！スマートフォンで健康サポートを行っておりますので、ぜひ皆様の健康管理にお役立てください。

健康づくり活動が
アプリでポイント
に！！

ダウンロードは誰で
も可能！※抽選対象
者は18歳以上の県民

貯まったポイント
で景品当選の
チャンス！！

4区分の活動をアプリ(自動計測、自己入力、QRコード)でポイント化！

元気アップ！りいばらきにおける景品について

「元気アップ！りいばらき」では、ヘルスケアポイントを貯めた方に各種景品、サービスなどの景品を用意しています。貯めたポイントに応じて、景品のランクが上がっていくので、積極的に健康づくり活動に取り組みましょう。

貯まったポイントで
抽選チャンス



アプリについてのお問い合わせ先(コールセンター)0570-077-122

協会けんぽ茨城支部でも健康サポートを行っています！

協会けんぽ茨城支部では、加入者の皆さまの健康づくりの推進のため、新たなサービス「いばらきヘルスアップサービス」を開始しました。このサービスでは、対象となる施設を加入者の皆さまが利用される際に、施設の窓口へ協会けんぽの「健康保険証」を提示することで、健康づくりや健康増進に関する様々なサービスを参加企業様より受けることができます。

ルネサンススポーツクラブ

施設の窓口で「健康保険証」を提示いただくことで、日本全国のルネサンス(106店舗)を法人価格で利用することができます！県内は水戸・竜ヶ崎の2店舗です。

各種申請用紙が変更になります

2019年5月より元号が変更され、「平成」から「令和」となりました。協会けんぽでは、新元号に対応した各種申請書を2019年5月末にホームページへ掲載しております。2019年5月以降も、新元号が記載されていない現行様式による届出は可能です。2019年5月以降の期間について、現行様式により届出される場合は、「平成」を抹消し、「令和」に訂正の上、届出いただきますようお願い申し上げます。

認定対象者欄	療養を受ける方 (被保険者の場合は記入の必要がありません。)	氏名	生年 月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	日	
	療養予定期間 (申請期間)	令和 平成	1年	6月	～	令和 平成	2年	5月

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/
発行/企画総務グループ ☎029-303-1580

茨城県社会保険協会からのお知らせ

平成31年度社会保険協会費納入のお願い

茨城県社会保険協会では会員である事業主さまのご協力のもと、社会保険制度の普及発展や、会員事業所の被保険者やご家族の健康と福利増進のため、各種事業を行っております。これらの事業は会員事業主さまよりお納めいただいた会費（年会費）により運営されております。

平成31年度分の会費の納付書につきましては、4月15日に会員事業所さま宛てお送りしており、すでに多くの会員事業主さまから納付をいただいておりますが、まだ納付されていない事業主さまにおかれましては、お手元の納付書にて納付していただきますようお願い致します。

なお、納付書が見当たらない場合は再交付をいたしますので、茨城県社会保険協会（電話029-226-8005）あてご連絡ください。

あなたの職場に健康づくりの講師を派遣します

茨城県社会保険協会では、被保険者の健康づくりに関する講習会を実施しています。都合の良い日時にご希望の講師が職場またはご用意された会場へお伺いしますので、職場の研修等にご活用ください。

体力づくり講習会

健康運動指導士を派遣し、健康体操等の講話や実技指導を行います。

健康づくり講習会

管理栄養士等を派遣し、ご希望に応じたテーマで講習会を行います。
テーマ
●病気の予防
●生活習慣病等

費用は
無料

茨城県社会保険協会
が負担します。

申込方法

事業所で、日時、会場の設定と講演等の内容を定めて茨城県社会保険協会へお申し込みください。なお、講師の都合等がありますので、1ヵ月くらいの余裕をもってお申し込みください。

健康づくりDVD貸出しのご案内

茨城県社会保険協会では、職場の健康づくりに役立てていただくために、健康づくりDVDの貸出しを行っています。職場の研修などの際にご活用ください。なお、ご用意しているDVDは次の4本です。



Vol. 1 はじめてのウォーキング&ジョギング

Vol. 2 若々しい体をキープ！エクササイズ&ダイエット

Vol. 3 Good-bye ストレス

Vol. 4 正しく知れば恐くないがんのお話

※在庫の状況により貸出しまでにお時間をいただく場合がございます。

※貸出期間は2週間程度を予定していますが変更もできます。

※返却の際の送料は貴社にてご負担くださいますようお願いいたします。

お問い合わせ
お申し込み

一般財団法人 茨城県社会保険協会

TEL 029-226-8005 FAX 029-231-2522

〒310-0021 水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8階